



平成21年5月15日

各 位

会 社 名 小倉クラッチ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 小倉康宏
(JASDAQ・コード6408)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 常務取締役 河内正美
電 話 (0277)54-7101 (大代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第80回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)が平成21年1月5日に施行されたことにともない所要の変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法が平成21年1月5日をもって施行され、上場会社の株券が一斉に電子化されたことにともない、現行定款第8条の株券を発行する旨の規定、第9条第2項の単元未満株券不発行に関する規定、第10条の実質株主および第11条の実質株主名簿に係る規定が不要となりますので、これらの規定を削除するものであります。
- (2) 平成22年1月6日をもって失効する現行定款第11条第3項の株券喪失登録簿に係る規定を移設するため、附則の新設を行うものであります。
- (3) 上記のほか、条数の繰り上げ等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示す)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(单元株式数及び单元未満株券の不発行)</p> <p><u>第9条</u> 当社の单元株式数は、1,000株とする。</p> <p><u>2. 当社は、单元株式数に満たない株式(以下「单元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)はその有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当を受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p>(削除)</p> <p>(单元株式数)</p> <p><u>第8条</u> 当社の单元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p><u>第9条</u> 当社の株主はその有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当を受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第10条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第12条～第35条（条文省略）</p> <p>（剰余金の配当）</p> <p>第36条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。</p> <p>（中間配当）</p> <p>第37条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し中間配当をすることができる。</p> <p>第38条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第11条～第34条（現行どおり）</p> <p>（剰余金の配当）</p> <p>第35条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。</p> <p>（中間配当）</p> <p>第36条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し中間配当をすることができる。</p> <p>第37条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月6日をもって削るものとする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月26日（金曜日）
定款変更の効力発生日	平成21年6月26日（金曜日）

以 上